

令和 4 年 1 月
自動車局整備課

自動車整備士技能検定規則等の一部を改正する省令案について (概要)

1. 改正の背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条により、国土交通大臣は自動車の整備の向上を図るため、自動車整備士の技能検定を行うこととされている。また、この実施細目として、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号。以下「検定規則」という。）が定められている。

近年、自動車技術の進化がめざましく、様々な先進安全技術や運転支援技術が実用化され市販車に搭載されている。こうした自動車技術に適切に対応するため、ユーザーに代わって自動車を保守する自動車整備士の資格体系や養成課程の見直しなどを行うことを目的に、「自動車整備技術の高度化検討会」において検討を行い、令和 3 年 10 月に自動車整備士資格制度等の見直しについて取りまとめられた。

これを踏まえ、検定規則、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）等について、改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 検定規則、道路運送車両法施行規則及び指定自動車整備事業規則の一部改正

道路運送車両法第 55 条の規定に基づく自動車整備士資格について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- 自動車整備士の種類をそれぞれ以下のとおりとする。

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)		自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士(※)	→	一級自動車整備士(※)
	一級小型自動車整備士(※)		一級二輪自動車整備士
	一級二輪自動車整備士		
二級	二級ガソリン自動車整備士	→	二級自動車整備士(※)
	二級ジーゼル自動車整備士		二級二輪自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士		
	二級二輪自動車整備士		
	二級自動車シャシ整備士		
三級	三級自動車シャシ整備士	→	三級自動車整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士		三級二輪自動車整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士		
	三級二輪自動車整備士		
特殊	自動車タイヤ整備士	→	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士		自動車電気・電子制御装置整備士(※)
	自動車車体整備士		自動車車体・電子制御装置整備士(※)

- 一級自動車整備士資格の学科試験における口述試験を廃止する。(口述試験の要素は、一級の実技試験を含めるように変更)
- 各級の技能検定試験における受験資格について、資格の種別再編に合わせ改正を行う。
- 大学等の電気又は電子に関する学科を卒業した者は、受験に必要な実務経験年数を短縮し、機械に関する学科を卒業した者と同様に扱う。
- 自動車特定整備事業の認証における従業員に係る要件について、資格の種別再編に合わせ改正を行う。
- 一級又は二級の二輪自動車整備士は、二輪限定の整備工場において、自動車検査員を担えることとする。

※自動車検査員について、その他の変更はなく、一級自動車整備士及び二級自動車整備士は自動車検査員を担うことが可能

(2) その他関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年4月

施 行：令和9年1月1日

※新たな検定規則に基づく試験を施行日以降に実施する（最短で令和9年3月（一級の試験は令和10年3月））